

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例事務取扱要領

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成20年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例による制限の緩和の認定)

第2条 建築安全センター所長は、条例第10条の規定により、高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できること又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないことについての認定を受けようとする者に対して、認定申請書(様式第1号)の正本、副本及びそれぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料の提出を求めるものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ
県の定める「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」	※ 適合項目には○を記入すること。 ※ 認定を受けようとする項目には×を記入し、備考欄に「認定申請項目」と記入すること。 ※ 対象外項目について、斜線を記入すること。

2 建築安全センター所長は、前項の規定による申請を受理したときは、認定受付台帳（様式第2号）に記載するものとする。

3 建築安全センター所長は、第1項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(様式第3号)に同項の認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。